

平成22年度

滋賀県歳入歳出決算および滋賀県
土地開発基金運用状況審査意見書
(概要版)

平成23年9月7日 提出

滋賀県監査委員

滋賀県歳入歳出決算審査意見書（概要版）

第1 審査の対象

平成22年度歳入歳出決算審査の対象は、滋賀県一般会計歳入歳出決算および滋賀県市町振興資金貸付事業ほか12の特別会計にかかる歳入歳出決算である。

第2 審査の方法

審査に当たっては、審査に付された歳入歳出決算書その他の調書について、決算の計数は正確であるか、収入支出の事務は関係法規に準拠して適正に処理されているか、予算の執行は、その目的、議決の趣旨に沿い適正かつ効率的になされているか、財産の取得、管理および処分は適正になされているかなどの諸点に主眼を置き慎重に審査した。

第3 審査の結果

決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については、一部、留意または改善を要する事項が見られたほかは適正に処理されているものと認められた。

第4 審査の意見

1 平成22年度決算の概要

- (1) 一般会計の決算は、国の経済対策関連の国庫支出金の減少とこれに伴う関連基金への積立金の減少等の影響により、予算現額5,438億4千2百万円（百万円未満切り捨て。以下文中において同じ。）に対し歳入決算額5,278億6千2百万円（前年度対比1.6%減）、歳出決算額5,225億9千1百万円（前年度対比1.8%減）となり、歳入、歳出ともに3年ぶりの減少となった。歳入歳出差引額52億7千1百万円から翌年度へ繰り越すべき財源43億3千1百万円を差し引いた実質収支額は9億3千9百万円で、前年度の実質収支額10億2千万円を差し引いた単年度収支額は8千万円のマイナスとなった。
- (2) 特別会計の決算は、予算現額1,798億1千5百万円に対し歳入決算額が1,773億6百万円（前年度対比4.1%減）で、歳出決算額は1,732億7千4百万円（前年度対比3.7%減）となった。歳入歳出差引額40億3千2百万円から翌年度へ繰り越すべき財源3億3千4百万円を差し引いた実質収支額は36億9千7百万円、前年度の実質収支額45億2千2百万円を差し引いた単年度収支額は8億2千5百万円のマイナスとなった。
- (3) 財源調整機能をもつ財政調整基金と県債管理基金の両基金を合わせた平成22年度

末残高は、前年度末に比べ73億1千8百万円増加し、147億3千9百万円となった。

また、県債については、減収補填債等の減少により発行額が対前年度比で7.0%減少したものの、臨時財政対策債が大幅に増加し、平成22年度末県債残高は9,960億6百万円と過去最高額となっている。

- (4) こうした財政状態を普通会計（一般会計と特別会計を合わせた財政統計上の会計）でみると、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、89.1%と前年度に比べ7.3ポイント改善し、また、一般財源の総額に占める公債費の割合を示す公債費負担比率についても20.0%と前年度に比べ0.8ポイント改善しているものの、県の財政は依然として弾力性に乏しく硬直化した状況にある。

また、財政力の強弱を示す財政力指数は、0.576で前年度に比べマイナス0.041ポイントとわずかながら低下した。

2 行財政運営の健全化に向けて

本県財政は引き続き危機的な状況に直面しており、今後の行財政運営に当たっては、平成23年3月に策定された「滋賀県行財政改革方針」のもと、県政の仕組みの改革とともに、特に財政の健全化を図るため、以下の取組を徹底されたい。

(1) 持続可能な財政基盤の確立について

これまで財政構造改革プログラム等が実行されてきたが、なお長期にわたる巨額の財源不足が見込まれることから、次世代に向けて持続可能な財政基盤の確立を目指して、歳入・歳出の全般的な見直しによる収支改善に向けた改革の取組を着実に実施されたい。

また、東日本大震災の発生による影響が不透明な中、依然として厳しい経済雇用情勢のもと、県税収入についても先行きが見通せない状況にあることから、税収確保に最大限の努力を払うとともに、地方の担うべき行政を着実に進めるための税財源の確保について、国に対し引き続き働きかけられたい。

さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月から完全施行され、財政状況が悪く健全化に関する指標が基準を上回る自治体は、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、国による管理の下、厳しい制約の中で行財政を運営していかなければならない。こうした事態に陥らないように同法が対象とする県出資法人等も含めた県全体としての財政の健全化を図られたい。

(2) 経済性・効率性・有効性に徹した事務事業の実施について

現在の厳しい経済雇用情勢の中、国の経済対策として造成された基金や国庫補助金、交付金を余すことなく積極的に活用し、効果的な経済活性化施策、雇用創出施策を一層進められるとともに、期限付き基金の事業終了後の将来対応についても、十分な検討を

されたい。

また、事務事業の実施に当たっては、事業の必要性を再確認し、最少の経費で最大の効果が上げられるようコスト意識を一層働かせ、①事業がより少ない予算で実施できないなどの「経済性」、②事業が同じ費用でより大きな成果が得られないなどの「効率性」、③事業が所期の目的を達成しているか、効果を上げているかなどの「有効性」を常に念頭に置き、さらなる歳出の削減に取り組まされたい。

なお、公共事業を中心とする予算の繰越額が、前年と比べて減少しているものの、なお多額となっており、事業効果が早期に発揮されるよう適切な時期に実施するよう努められたい。

地域主権型社会の実現に向けて、近接・補完の原則のもと、市町の役割が一層高まってきたことを踏まえ、県と市町の役割の明確化と権限移譲に取り組まれるとともに、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体との連携・協力による協働型県政の推進に当たっては、協働の実効性や具体的な成果が県民に見えるよう取り組まされたい。

厳しい財政状況の中、県の役割を果たしていくためには、県職員の人的活力や情報力を結びつけ、組織の力を最大限発揮する「県庁力の最大化」が不可欠であり、県職員一人ひとりが、県庁力の最大化の視点で常に創意工夫し施策を推進されたい。

3 財務に関する事務の適正な執行について

財務に関する事務について、定期監査等において、次のとおり留意・改善を要する事項が認められたので、適切な措置を講じられたい。

(1) 歳入関係について

ア 収入未済の解消と新たな発生の防止について

一般会計における収入未済額は、53億8千5百万円で、そのうち地方税法で認められた県税に係る法定徴収猶予分を除いた額は、47億1百万円である。

県税の収入未済額（法定徴収猶予分を除く）は、40億8千3百万円で、前年度に比べ額では3億8千3百万円、率で8.6%の減少となっており、億単位で収入未済額が減少しているものの、現下の財政状況において財源の確保は喫緊の課題であり、公平な税負担の確保の観点からも、引き続き納税意識の高揚に努めるとともに、各県税事務所等と地方税徴収対策室が役割を分担しながら効率的かつ効果的な滞納整理を進められたい。

また、平成19年から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人県民税の滞納が増えつつあることから、「滋賀地方税滞納整理機構」による合同搜索や共同徴収の取組等、市町との連携・協力を更に創意・工夫を重ね、収入未済額の縮減に一層取り組まされたい。

県税（加算金を含む）以外の収入未済額は、前年度に比べて1億7百万円（27.3%）増加し、5億3百万円となっているので、それぞれの収入未済の原因や実態等に即して適時、適切な指導を行うなど、一層の収納促進を図るとともに、新たな収入未済を発生させないよう努められたい。

特別会計における収入未済額についても、前年度に比べ88万円（0.1%）増加し、6億6千7百万円となっているので、引き続き、債務者等の資力調査の徹底を図るなど厳格な債権管理を行い、一層の収納促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

なお、県税以外の収入未済は、約9割が強制徴収権のない私債権であり、債権管理や法的整理の知識・ノウハウを共有し全庁挙げて取り組みを進めるため、平成22年6月に「滋賀県税外未収金対策推進会議」が設置され、「滋賀県における税外未収金対策要領」が定められたところであるが、具体的な成果が得られるよう、それぞれの収入未済の実情に応じた強力な取組を進められたい。

（2） 歳出関係について

ア 補助金・業務委託等の適正な執行について

補助金および業務委託について、事業や業務の完了を確認する書類は、各規則や要綱、要領で基本的事項が定められているものの、検査調書だけであったり、内訳が「事務費〇〇円」等の記載のみであるなど、確実に履行されたことを証する書類として不十分と考えられる事例が見受けられたので、必要に応じて、写真や支出証拠書類を添付するなど、より確実に履行が確認できる具体的な方法を検討されたい。

また、損失補償契約に基づいて、保証機関からの申請により補償金を支払う際、既に交付申請期限が過ぎているにもかかわらず、交付決定および支出を行い、後に返還を受けた事例が見受けられたので、契約に基づき適正な執行に努められたい。

イ 入札・契約事務の適正な執行について

工事等設計積算において、参考見積もりにより単価等を採用する場合には、当該年度の見積もりを徴取すべきところ過年度のものを参考にしている事例や、入札の際に設計積算額の誤りが判明し入札を中止した事例、契約書に契約額を誤って記載していた事例等が見受けられたので、個々の誤りの原因を十分調査し、それぞれ再発防止策を講じるとともに、設計積算から入札、契約に至るまでの一連の契約事務について、組織的なチェック機能を一層高め、法令、規則および要綱等に基づく適正な執行に引き続き努められたい。

ウ 職員手当・旅費の適正な支給について

職員の通勤手当について、昨年9月に実施された県の交通用具に係る通勤手当の再確認により判明した認定誤りは是正されているものの、その後に数件の認定誤りが見受け

られた。さらに、扶養手当についても、扶養親族の所得の認定を誤った事例が見受けられた。

また、旅費支給については、旅行命令簿に記載されなかったため正当な旅費が支給されなかった事例や、誤った旅行経路により旅費を支給した事例が見受けられた。

今後、過払いや不支給が起こることがないように、組織的なチェックを一層徹底のうえ、条例、規則および規程に基づく適正な執行に引き続き努められたい。

(3) 財産の適正な管理について

ア 未利用県有財産の有効活用

普通財産である未利用地については、境界の確定や地積測量等の売却に向けた条件整備を進め、一般競争入札等の処分により、41億円を超える売却収入が得られたところであるが、今後も利用計画のない県有地については、引き続き売却処分をはじめ有効活用に努められたい。

また、庁舎等の余裕床等における行政財産の貸付については、制度の活用が進まない現状を踏まえ、賃貸料や貸付期間を見直すなど公共団体等へ貸し付ける場合の条件が緩和されたことから、一層積極的に取り組まれたい。

イ 既存施設等の適切な管理

県の各庁舎や施設、道路や橋梁などの既存施設については、限られた予算の中で、すみやかな更新が困難な状況にあることから、計画的な修繕を実施するなど、施設等の長寿命化を図りながら、維持管理等の総費用の最小化を図るストックマネジメントの取組を一層推進されたい。

また、過去に取得した公共事業用地のうち未登記状態となっている土地について、その解消に引き続き取り組まれたい。

ウ 高額な物品等の有効活用と適切な管理

多額の費用をかけて取得した試験研究機器や実習機器、美術工芸品の一部について、取得後全く使用されない、または、長期間利用されていない事例等も見受けられたので、所期の目的に沿った有効活用はもとより、利用が見込まれなくなった場合は他機関での再利用を検討されるとともに、老朽化し使用見込みのないものは計画的な処分を検討されたい。

また、一般備品についても、老朽化により廃棄済みの物品の処分手続が行われていないなど、物品管理システムのデータと現物が不整合である事例が散見されたので、定期的な照合を行うなど適切な物品管理に努められたい。

なお、処分に当たっては売却等収入の確保にも努められたい。

(4) 公用車の事故防止について

公用車による交通事故については、追突等の県側の過失割合が大きい事故や、建物へ

の接触等の自損事故が依然として多く、交通安全を強力に推進する立場にある県として、大変憂慮すべき状況にある。

これらの事故の多くは、周囲に十分な注意を払い、基本的な安全確認を怠らなければ防止することができたと考えられることから、職員一人ひとりがこのことを改めて強く認識するよう、交通安全教育を更に徹底するとともに、それぞれの事故原因を徹底的に分析し、その情報を共有するなど、再発防止に向けた着実な取組に努められたい。

(5) 会計処理の適正化について

平成20年11月の会計検査院による調査等の結果、判明した事務費の不適切な会計処理や会計外現金の不正または不適切な事例については、職員の意識改革の徹底や財務会計処理の見直し、現金等の適正管理など再発防止策に取り組まれているところである。

しかしながら、こうした不適切な会計処理の発生は、県政全般に対する県民の信頼を損ねるものであり、今後とも組織的チェック機能を一層高めるとともに、常に職員の問題意識を喚起するなど、再びこうした事例が起こることのないよう引き続き全庁挙げて取り組まれたい。

(6) 省エネ・省資源の取り組みについて

県は、学校や病院なども含め大きな事業者として、「環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）」に基づき、これまで電気、ガス、灯油、上水道などの使用量削減や、紙の使用量やゴミの減量化等が図られてきたところであり、エネルギー全体では一定の削減効果が表れているものの、電気や紙の使用量の削減は必ずしも十分とは言えない状況にある。

県では、低炭素社会の実現に向けて、本県の温室効果ガスの排出量を2030年までに1990年比で半減させる目標を掲げ、平成23年6月には滋賀県低炭素化社会づくりの推進に関する条例が制定されたところであり、県自らが率先して行動計画の目標を達成すべきことは言うまでもないことから、出張時の公共交通機関利用、職場の節電や節水、資料のペーパーレス化の推進などの省エネ、省資源の取組を今後さらに加速させ、経費の削減にも繋げられたい。

とりわけ、電気使用量については、東日本大震災によって原子力発電所をめぐる状況が大きく変化したことに伴い、電力不足への対応が新たに必要となったことも踏まえ、全庁挙げて削減に取り組まれたい。

第5 決算の概要

総括

(1) 歳入歳出決算の状況

歳入歳出決算の状況は次の〔表1〕のとおりで、一般会計および特別会計の合計の歳入歳出決算は、予算現額7,236億5千7百万円に対して歳入決算額は7,051億6千9百万円で、前年度に比べ160億7千1百万円(2.2%)の減少、歳出決算額は6,958億6千5百万円で、前年度に比べ163億3千1百万円(2.3%)の減少となっている。また、歳入歳出差引額は93億3百万円で、前年度に比べ2億5千9百万円(2.9%)の増加となっている。

一般会計は、予算現額5,438億4千2百万円に対して歳入決算額は5,278億6千2百万円、歳出決算額は5,225億9千1百万円で、歳入歳出差引額は52億7千1百万円となっている。

特別会計(13会計)は、予算現額1,798億1千5百万円に対して歳入決算額は1,773億6百万円、歳出決算額は1,732億7千4百万円で、歳入歳出差引額は40億3千2百万円となっている。

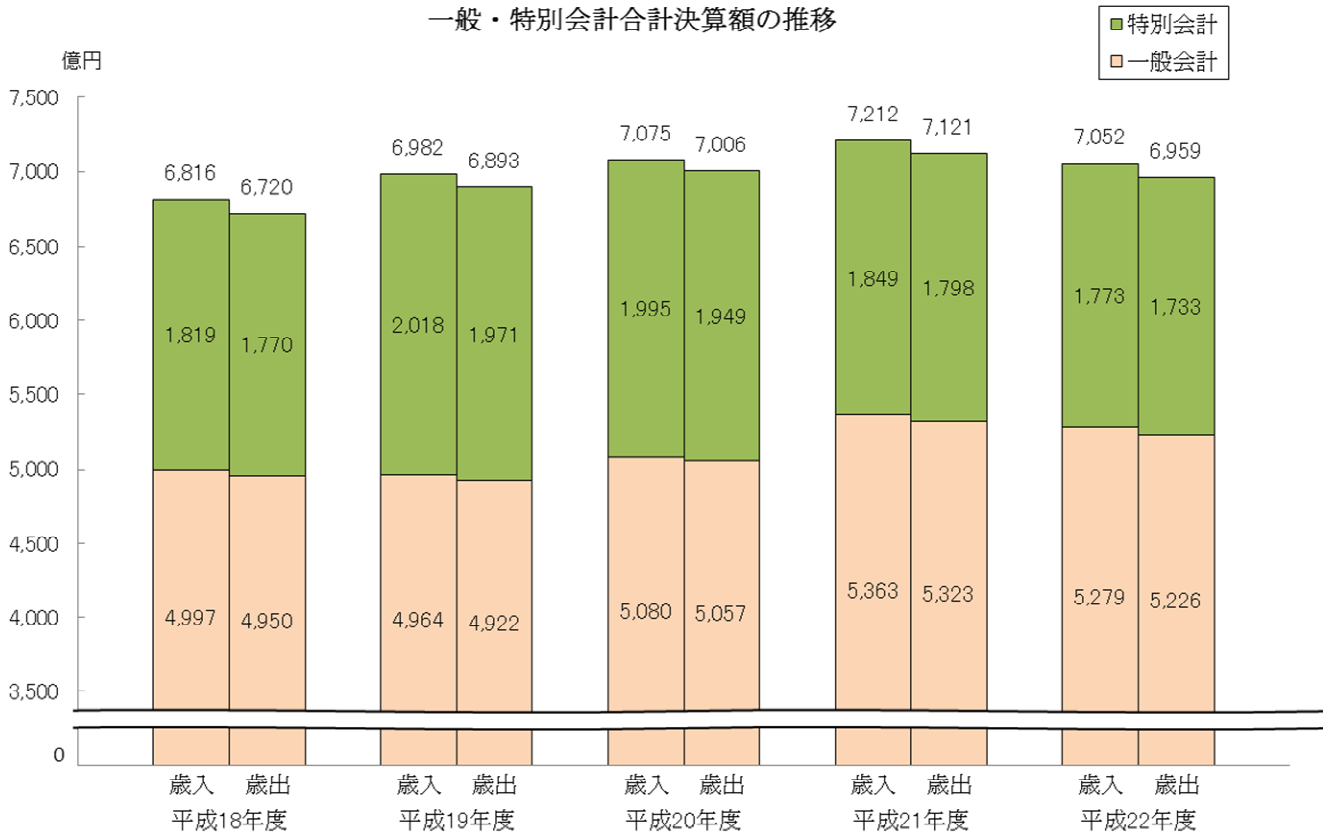
〔表1〕

歳入歳出決算の状況

(単位：円、%)

区 分	平成22年度			平成21年度	前年度対比	
	一般会計	特別会計	合計	一般会計及び特別会計の合計	増減額	比率
予算現額	543,842,487,658	179,815,291,300	723,657,778,958	746,558,259,254	△ 22,900,480,296	△ 3.1
歳入決算額	527,862,817,848	177,306,356,349	705,169,174,197	721,240,470,917	△ 16,071,296,720	△ 2.2
歳出決算額	522,591,059,634	173,274,275,064	695,865,334,698	712,196,381,525	△ 16,331,046,827	△ 2.3
歳入歳出差引額	5,271,758,214	4,032,081,285	9,303,839,499	9,044,089,392	259,750,107	2.9
予算現額に対する	歳入決算額の増減額	△ 15,979,669,810	△ 2,508,934,951	△ 18,488,604,761	△ 25,317,788,337	
	歳出決算額の増減額	△ 21,251,428,024	△ 6,541,016,236	△ 27,792,444,260	△ 34,361,877,729	
	歳入決算額の比率	97.1	98.6	97.4	96.6	
	歳出決算額の比率	96.1	96.4	96.2	95.4	

一般・特別会計合計決算額の推移



(2) 実質収支・単年度収支の状況

実質収支・単年度収支の状況は次頁〔表2〕のとおりで、一般会計および特別会計の合計の実質収支額は、歳入歳出差引額9億3千万円から翌年度へ繰り越すべき財源4億6千6百万円を差し引いて4億3千7百万円となっている。

また、前年度の実質収支額5億4千3百万円を差し引いた単年度収支額は9億6百万円のマイナスとなっている。

一般会計の実質収支額は、歳入歳出差引額5億2千7百万円から翌年度へ繰り越すべき財源4億3千3百万円を差し引いて9億3千9百万円となっている。

また、前年度の実質収支額10億2千万円を差し引いた単年度収支額は8千万円のマイナスとなっている。

特別会計の実質収支額は、歳入歳出差引額4億3千2百万円から翌年度へ繰り越すべき財源3億3千4百万円を差し引いて3億9千7百万円となっている。

また、前年度の実質収支額4億5千2百万円を差し引いた単年度収支額は8億2千5百万円のマイナスとなっている。

[表2]

実質収支・単年度収支の状況

(単位：円、%)

区 分	平成22年度			平成21年度	前年度対比		
	一般会計	特別会計	合計	一般会計及び特別会計の合計	増減額	比率	
歳入歳出差引額	5,271,758,214	4,032,081,285	9,303,839,499	9,044,089,392	259,750,107	2.9	
翌年度へ繰り越すべき財源	繰越明許費繰越額	4,321,828,177	334,968,655	4,656,796,832	3,483,836,483	1,172,960,349	33.7
	事故繰越し繰越額	10,021,203	0	10,021,203	16,800,000	△ 6,778,797	△ 40.3
	計	4,331,849,380	334,968,655	4,666,818,035	3,500,636,483	1,166,181,552	33.3
実質収支額	939,908,834	3,697,112,630	4,637,021,464	5,543,452,909	△ 906,431,445	△ 16.4	
単年度収支額	△ 80,584,355	△ 825,847,090	△ 906,431,445	1,069,285,153	△ 1,975,716,598	—	

(3) 収入未済額・不納欠損額・翌年度繰越額の状況

ア 収入未済額の状況

収入未済額の状況は次の[表3]のとおりで、一般会計および特別会計の合計の収入未済額は60億5千3百万円で、前年度に比べ3億5千9百万円(5.6%)の減少となっている。

一般会計の収入未済額は53億8千5百万円で、前年度に比べ3億6千万円(6.3%)の減少となっている。これは主に、徴収努力などにより県税滞納額を縮減したことによるものである。

特別会計の収入未済額は6億6千7百万円で、前年度とほぼ同額となっている。

[表3]

収入未済額の状況

(単位：円、%)

区 分		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率 (C/B)
一般会計	県 税	4,767,512,311	5,233,581,563	△ 466,069,252	△ 8.9
	(除 徴収猶予額)	(4,083,400,921)	(4,466,580,045)	(△ 383,179,124)	(△ 8.6)
	分担金及び負担金	58,506,092	61,463,290	△ 2,957,198	△ 4.8
	使用料及び手数料	80,117,042	91,562,891	△ 11,445,849	△ 12.5
	財産収入	1,029,747	319,004	710,743	222.8
	諸 収入	478,012,150	358,310,189	119,701,961	33.4
	加算金(県税)	114,497,713	116,337,078	△ 1,839,365	△ 1.6
	その他	363,514,437	241,973,111	121,541,326	50.2
計	5,385,177,342	5,745,236,937	△ 360,059,595	△ 6.3	
(除 徴収猶予額)	(4,701,065,952)	(4,978,235,419)	(△ 277,169,467)	(△ 5.6)	
特別会計	母子および寡婦福祉資金	38,293,467	36,497,738	1,795,729	4.9
	中小企業支援資金	567,673,694	568,923,694	△ 1,250,000	△ 0.2
	農業改良資金	29,005,783	28,248,186	757,597	2.7
	林業・木材産業改善資金	4,554,000	4,624,000	△ 70,000	△ 1.5
	沿岸漁業改善資金	28,365,951	28,695,951	△ 330,000	△ 1.1
	用品調達	0	20,858	△ 20,858	皆減
	計	667,892,895	667,010,427	882,468	0.1
合計	6,053,070,237	6,412,247,364	△ 359,177,127	△ 5.6	
(除 徴収猶予額)	(5,368,958,847)	(5,645,245,846)	(△ 276,286,999)	(△ 4.9)	

イ 不納欠損額の状況

不納欠損額の状況は次の〔表4〕のとおりで、一般会計および特別会計の合計の不納欠損額は2億8千5百万円で、前年度に比べ3千1百万円（9.8%）の減少となっている。

一般会計の不納欠損額は2億8千4百万円で、前年度に比べ3千2百万円（10.3%）の減少となっている。これは主に、県税の法人事業税、不動産取得税および法人県民税にかかる不納欠損額が減少したことによるものである。

特別会計の不納欠損額は1百万円で、前年度に比べ皆増となっている。これは主に、母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計における母子福祉資金貸付金元利収入である。

〔表4〕

不納欠損額の状況

（単位：円、%）

区 分		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率 (C/B)
一般会計	県 税	266,136,478	305,642,466	△ 39,505,988	△ 12.9
	分 担 金 及 び 負 担 金	7,905,376	4,037,975	3,867,401	95.8
	使 用 料 及 び 手 数 料	4,146,867	0	4,146,867	皆増
	諸 収 入	6,023,442	7,251,130	△ 1,227,688	△ 16.9
	計	284,212,163	316,931,571	△ 32,719,408	△ 10.3
特別会計	母子および寡婦福祉資金	1,683,094	0	1,683,094	皆増
	計	1,683,094	0	1,683,094	皆増
合 計		285,895,257	316,931,571	△ 31,036,314	△ 9.8

ウ 翌年度繰越額の状況

翌年度繰越額の状況は次頁の〔表5〕のとおりで、一般会計および特別会計の合計の繰越額は108事業187億3千万円で、前年度に比べ11事業86億5千3百万円（31.6%）の減少となっている。

一般会計の繰越額は106事業171億3千4百万円で、前年度に比べ11事業75億8千4百万円（30.7%）の減少となっている。その内訳は、繰越明許費が101事業171億1千5百万円で、事故繰越しが5事業1千8百万円である。

特別会計の繰越額は2事業15億9千6百万円で、前年度に比べ事業数については増減がないものの、10億6千8百万円（40.1%）の減少となっている。

[表 5]

翌年度繰越額の状況

(単位：円、%)

区 分		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率 (C/B)	
一般会計	繰越 明許費	事業数	101事業	116事業	△ 15事業	—
		金額	17,115,820,260	24,685,649,658	△ 7,569,829,398	△ 30.7
	事故 繰越し	事業数	5事業	1事業	4事業	—
		金額	18,608,203	33,600,000	△ 14,991,797	△ 44.6
	計	事業数	106事業	117事業	△ 11事業	—
		金額	17,134,428,463	24,719,249,658	△ 7,584,821,195	△ 30.7
特別会計	繰越 明許費	事業数	2事業	2事業	0事業	—
		金額	1,596,282,080	2,664,708,300	△ 1,068,426,220	△ 40.1
	事故 繰越し	事業数	0事業	0事業	0事業	—
		金額	0	0	0	—
	計	事業数	2事業	2事業	0事業	—
		金額	1,596,282,080	2,664,708,300	△ 1,068,426,220	△ 40.1
合 計	事業数	108事業	119事業	△ 11事業	—	
	金額	18,730,710,543	27,383,957,958	△ 8,653,247,415	△ 31.6	
予算現額に占める割合		2.6	3.7	△ 1.1	—	

(4) 資金収支の状況

資金収支の状況は、年度当初における義務的経費、貸付金等の支払等に伴う資金不足に対し、一時借入や基金の繰替運用、起債の前倒しで対処された。また、税込全体としては企業収益の改善により法人二税が増加したものの、厳しい雇用情勢を反映して個人県民税が減少したため、ほぼ前年度並みの水準となった。

その結果、資金の不足した日数は195日で、前年度に比べ95日の減少となり、金額では、一日平均不足額は157億8千9百万円となり、前年度に比べ80億7千1百万円（33.8%）の減少となっている。また、借入金利が低下した影響もあり、支払利息は3千6百万円となり、前年度に比べ7千5百万円（67.3%）の減少となっている。

一方、資金を運用した日数は138日となり、前年度に比べ45日の増加となっている。また、一日平均運用額は176億1千7百万円で、前年度に比べ79億7千2百万円（82.7%）の増加となっている。運用において運用利率は平均で低下したものの、運用積数の大幅な増加により受取利息は1千万円となり、前年度に比べ2百万円（37.5%）の増加となっている。

資金の収支の状況は次頁〔表6〕のとおりである。

[表 6]

資金収支の状況

(単位：千円、%)

区 分		平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減 (C=A-B)	比率 (C/B)
調達	資金不足日数	195日	290日	△ 95日	△ 32.8
	一日平均不足額	15,789,744	23,861,724	△ 8,071,980	△ 33.8
	支払利息	36,716	112,411	△ 75,695	△ 67.3
運用	資金運用日数	138日	93日	45日	48.4
	一日平均運用額	17,617,882	9,645,084	7,972,798	82.7
	受取利息	10,979	7,986	2,993	37.5

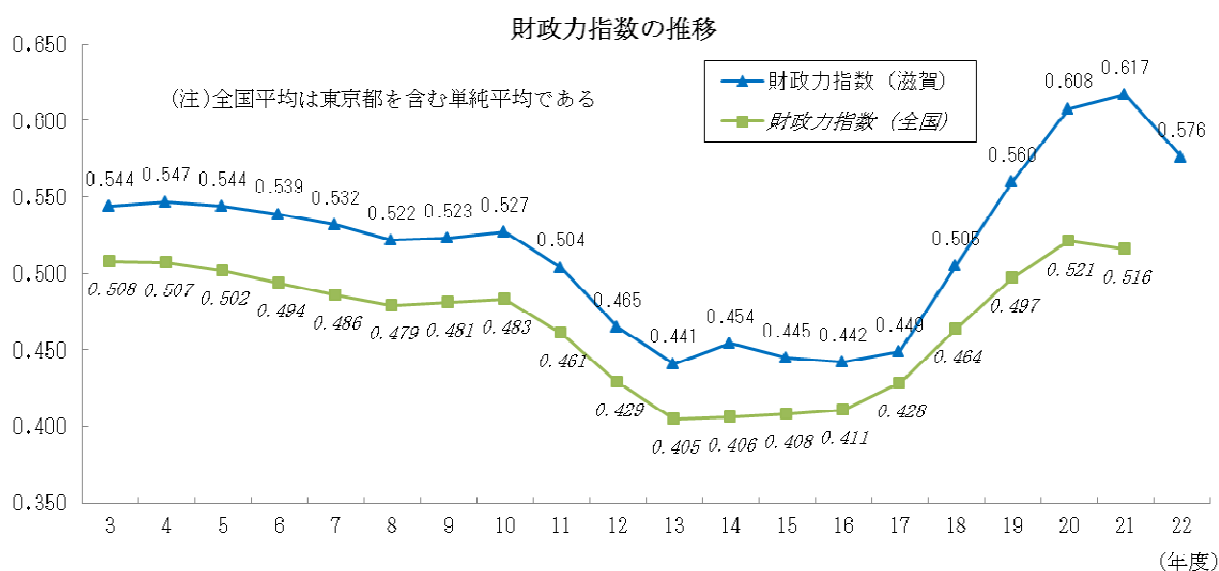
(5) 財政指標の状況

県の財政力および財政構造の弾力性・健全性を判断する普通会計の主な財政指標の状況は、次のとおりである。

ア 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値であり、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があることを示している。

本年度の指数は0.576となっており、前年度の0.617から下降している。

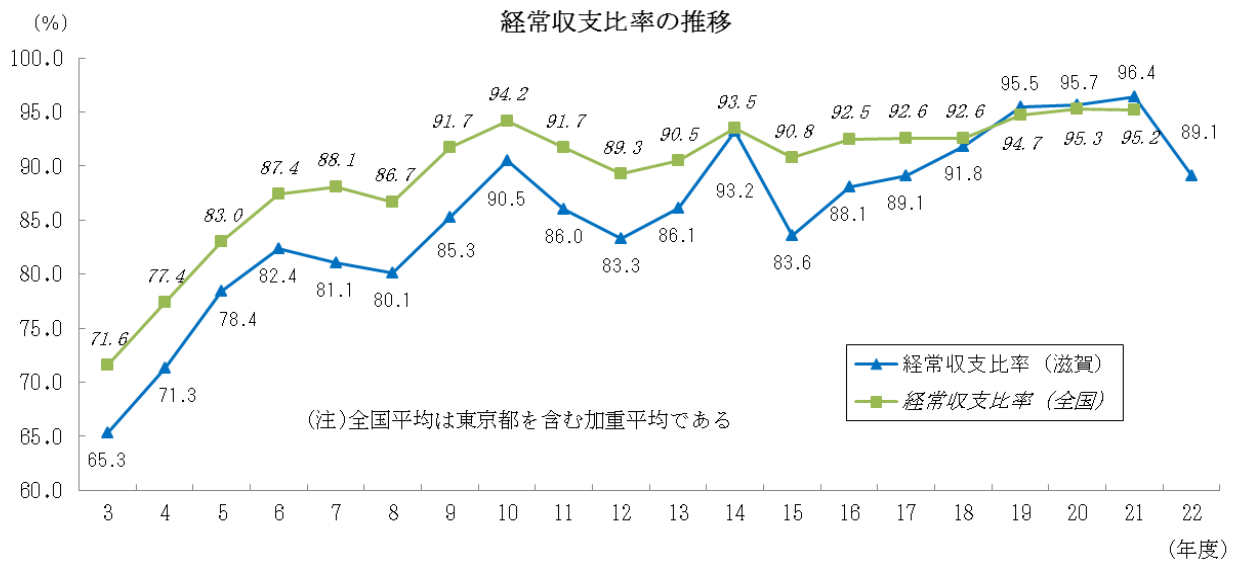


イ 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして用いられるもので、経常的な経費に充当された一般財源の経常的に収入される一般財源総額に占める割合をいう。

地方税や地方交付税を中心とする経常一般財源収入が、人件費、扶助費、公債費の義務的経費等経常経費にどの程度充当されているかを見るものであり、この数値が高いほど財政構造が硬直化していることを示している。

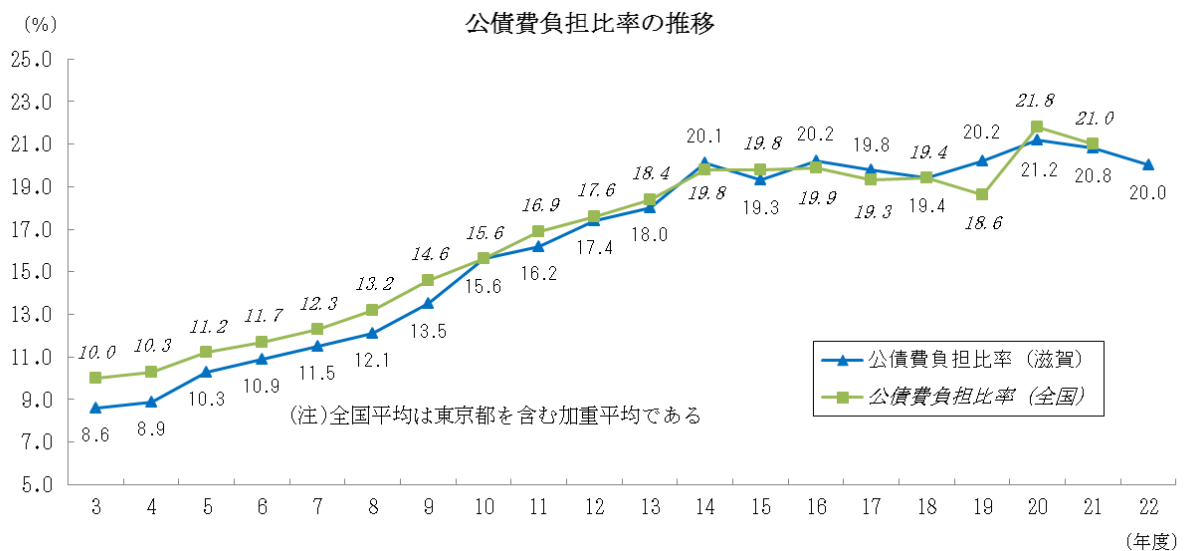
本年度は、89.1%で前年度に比べ7.3ポイント改善している。



ウ 公債費負担比率

財政運営の健全性を示す指標の一つとして用いられるもので、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいい、この数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示している。

本年度は、20.0%で前年度に比べ0.8ポイント改善している。



滋賀県土地開発基金運用状況審査意見書（概要版）

第1 審査の方法

審査に当たっては、平成22年度滋賀県土地開発基金 運用状況調書に基づき、基金が設置の目的に沿って確実かつ効率的に運用されているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、慎重に審査した。

第2 審査の結果および意見

土地開発基金の運用状況について審査した結果、基金は適正に運用され、計数は正確であると認められた。

なお、利用計画が不明確なまま保有されている一部の土地については、有効活用について引き続き検討されたい。

第3 運用の状況

基金の運用状況は、次のとおりである。

		基金運用状況			(単位：円)
区分		平成21年度末 現在高	平成22年度中 取得高	平成22年度中 処分高	平成22年度末 現在高
土地	面積	481,898.68 m ²	4,524.01m ²	7,405.55m ²	479,017.14m ²
	金額	6,525,404,504	347,360,736	791,246,894	6,081,518,346
有価証券		3,297,246,000	0	3,297,246,000	0
現金		739,906,764	5,604,257,885	347,360,736	5,996,803,913
計		10,562,557,268	5,951,618,621	4,435,853,630	12,078,322,259